

令和4年度 入所版
保育所・認定こども園・小規模保育施設

ほいくしょ ガイド



富士河口湖町 子育て支援課
0555-72-1174

ふじかわぐちこ すくすく子育て ~町のとりくみをご紹介~

専門窓口をつくりました！

- ・子育て支援を加速させるため専門窓口「子育て支援課」を新たに開設。

保育ニーズに合わせた施設整備

- ・利用希望世帯の増加に伴い新たに5施設を拡充※1

保育の事由「家庭内未満児保育」を設定

- ・「家庭内で未満児を保育している」を理由に保育認定することができる独自事由を開始。

保育料を無償化！給食費も無償化！

- ・年少クラスからは保育料が一律無償化
- ・第2子以降の未満児も無償化 ※2
- ・子育て世帯の経済的負担軽減のため給食費も無償化※3

ICTシステムを公立保育所では県内初導入！

- ・「保育の質向上」を目的に、保育システム「コドモン」を導入。



他にも
あるよ！

18歳まで
医療費窓口
無料

子育て支援拠点
つどいの広場
子ども未来
創造館

ファミリー
サポート
センター

おむつ費用
助成

※1 H27年度比較

※2 無償化には所得要件があります。教材費等は実費負担となります。

※3 年少児以降が対象。月6,500円を上限に無償化されます。

はじめに

このガイドは、複雑な保育所等への「入所手続き」を保護者様にとって「少しでもわかりやすく」をコンセプトに作成しました。

はじめて利用される方にとって、よりスムーズな手続きのサポートとなれば幸いです。

なお、本ガイドは基本的な事項のみの掲載となります。家庭により様々な状況が想定されますので、ご不明な点がございましたら子育て支援課までお問い合わせください。

「少しでもわかりやすく」 よりスムーズな手続きのサポートを！



申込書作成 5ステップ

Step1

ガイドを熟読し、申し込み要件を確認する

Step2

両親それぞれの「預ける理由」を確認する P8

Step3

必要な書類を揃える P9 P51

Step4

申込書を作成する P41～(記入例)

Step5

チェックシートで必要書類を確認

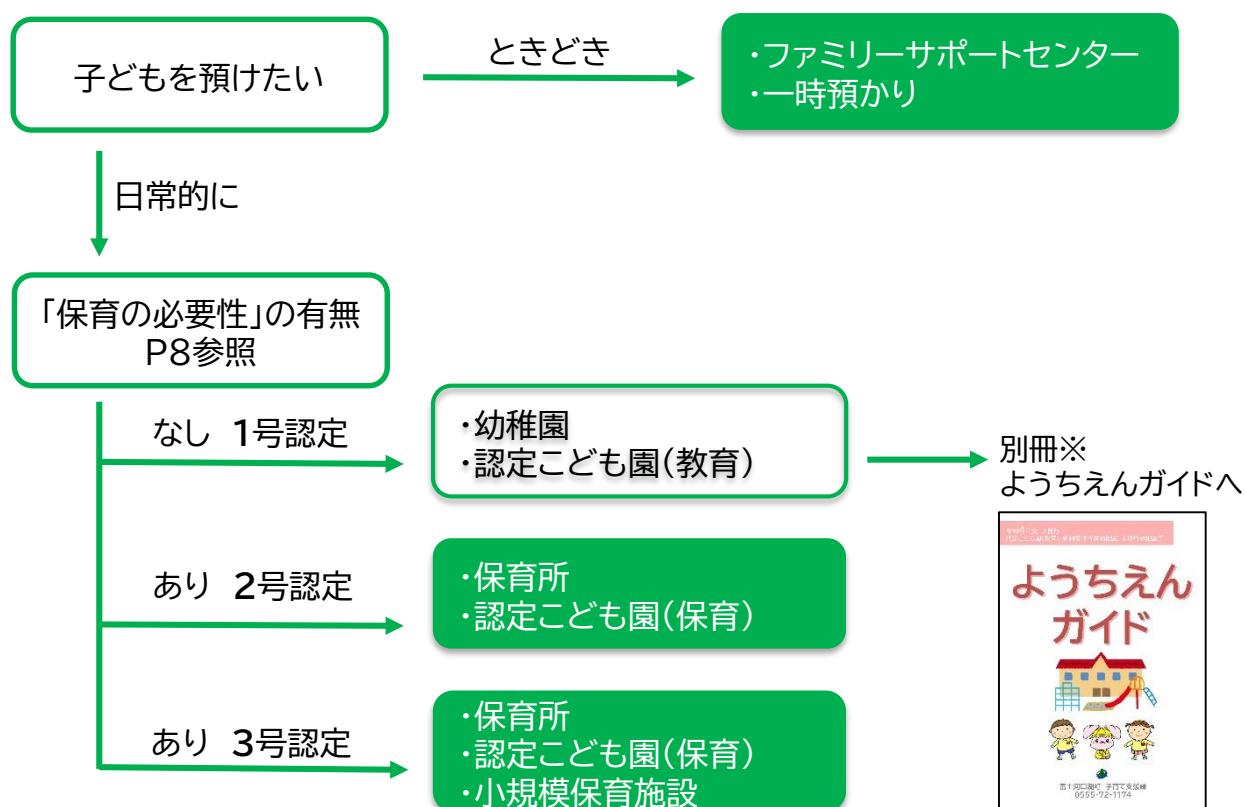
チェックシートと一緒に子育て支援課へ提出 裏表紙へ

令和4年度 受付クラス年齢表

令和4年度入所クラスは以下のとおりです。

クラス	区分	生年月日
5歳児	年長	H28.4.2～H29.4.1
4歳児	年中	H29.4.2～H30.4.1
3歳児	年少	H30.4.2～H31.4.1
2歳児	未満児	H31.4.2～R2.4.1
1歳児	未満児	R2.4.2～R3.4.1
0歳児	未満児	R3.4.2～

施設の選び方



※幼稚園、認定こども園(教育)を利用する場合には別冊「ようちえんガイド」をご参照ください。
子育て支援課窓口にて配布しています。

施設の種類

保育所

- 保護者が就労している場合や、病気・出産・介護等で、一時的に家庭で保育することが出来ない場合など、日々の保育の必要性のある児童を保護者に代わって保育する施設です。利用する場合には「保育の認定」が必要となります。

認定こども園(教育・保育)

- 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園の機能と保育所の機能の両方を併せもつ施設です。保育所機能を利用する場合には「保育の必要性」が必要となります。

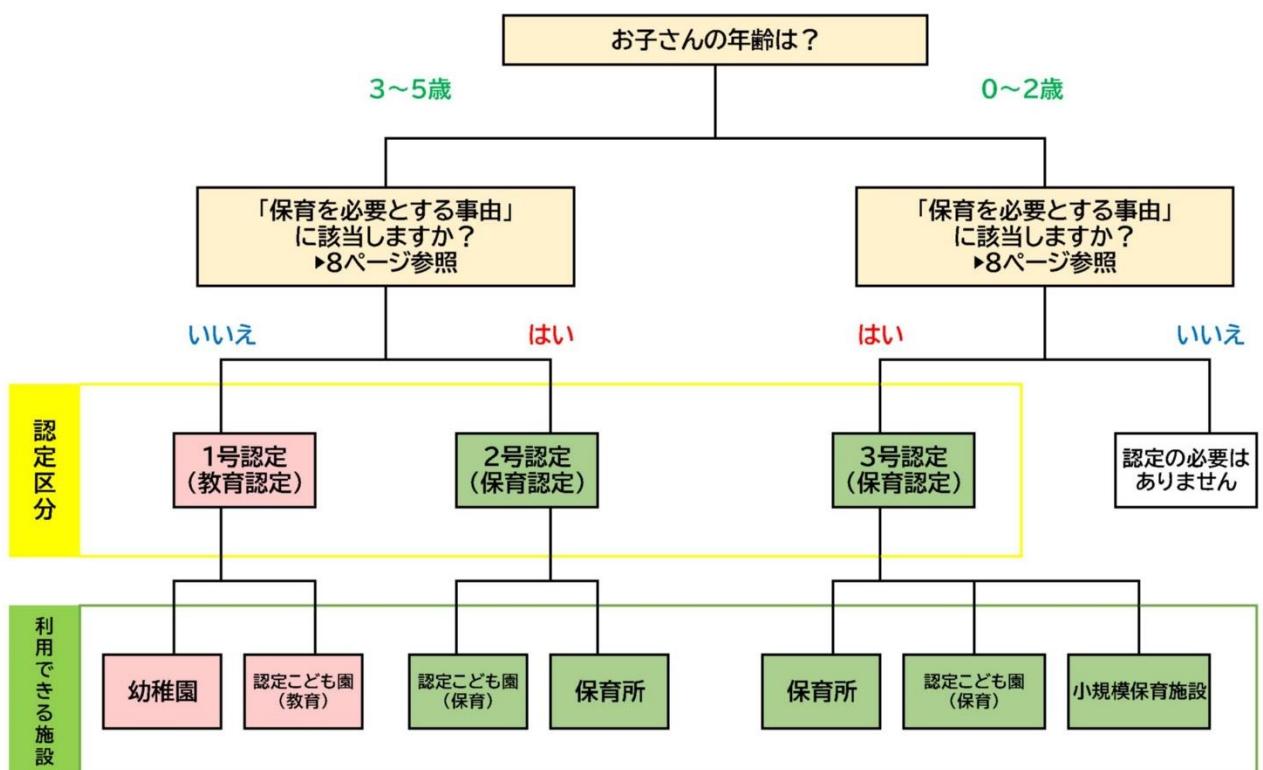
小規模保育施設

- 2歳以下の子どもを対象に、19人以下の少人数で保育を行う施設です。利用する場合には「保育の認定」が必要となります。満3歳到達の翌年度から、保育所・認定こども園等へ転園していただきます。

幼稚園

- 就学前の子どもの学習の基礎を養う施設です。1日4時間程度の幼児教育を行い、夏休みや冬休みがあります。

認定区分と利用できる施設



施設一覧

町内保育施設等のご紹介です。受入年齢は「入所」するクラスを決める上で必要となります。

	施設名	利用定員	所在地	受入年齢
公立	船津保育所	310	船津6760-1	1-5
	小立保育所	200	小立1824	1-5
	大石保育所	55	大石1396	1-5
	河口保育所	75	河口3	1-5
	こもも保育所	100	船津3333	0-2
	勝山保育所	120	勝山4136-1	0-5
	足和田保育所	55	長浜2409	1-5
	富士ヶ嶺保育所	40	富士ヶ嶺1212	0-5
私立	認定こども園ドリームツリー マリア国際幼稚園／ゆめの木保育園	135	小立5699-2	0-5
	認定こども園 Fujiこどもの家 バンビーノの森	35	勝山3407-1	3-5
	事業所内保育施設 河口湖とらのこ保育園 ※	14	船津2211-5	0-2
	小規模保育施設 キッズプラザPoca Poca	12	船津5119-2	0-2
	小規模保育施設 ウブントウ保育園おほしさま	19	小立8017-1 フォレストモール内	0-2
	小規模保育施設 ウブントウ保育園おつきさま	17		

■令和4年度4月入所希望 生年月日:令和3年8月5日の場合

memo

この場合には令和4年4月2日時点で1歳に到達していないため、**0歳児クラス**となります。
受け入れ可能な施設は上記表からご確認ください。

※0歳児の受け入れは生後6か月以降(首が座ったタイミング)となります。

ウブントウ保育園おほしさま・おつきさまは生後4か月から受入可能です。

※河口湖とらのこ保育園は令和4年度従業員枠満了のため募集いたしません。

保育認定を受けるための保護者の事由

保育所へ預けるためには、町からの「認定」が必要となります。「認定を受ける」ためには、保護者が以下の「事由(じゆう)」に該当している必要があります。

事由一覧=保育の必要性	
1	就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など (原則週3日以上)の勤務かつ1ヶ月48時間以上就労していること)
2	妊娠・出産 (認定期間は、母子手帳の発行から産後6か月後の月末まで)
3	保護者の疾病、負傷、障害等
4	同居又は長期入院等している親族の介護・看護
5	災害復旧
6	求職活動(起業準備を含む。認定期間は3ヶ月間のみ。 延長はできません。) ※就労先が決まった場合は、「就労証明書」の提出による事由の変更が必要です。
7	就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
8	虐待やDVのおそれがあること
9	育児休業中 (認定期間は、 通所児童が未満児は出産後1年間 。3歳以上児は復職するまで)
10	家庭にて未満児を保育している (入所希望児童が年少クラス以上、かつ家庭内で未満児(0~2歳児)を保育中)
11	その他、町長が認める場合

■「育児休業中」の事由

入所児童が未満児クラスかつ保護者が2年間育児休業を取得する場合



1年以上取得された場合でも、町の認定期間(保育所を利用できる期間)は**産後1年間**となっています。育休取得期間と同じ期間の認定はできません。

memo

■事由が変更になる場合

「保育の必要性」を証明する書類を用意し、変更手続きを行ってください。事由の変更は家庭の状況に応じ随時可能となります。変更したい月の**前月25日**までに、必要書類一式を町立保育所または子育て支援課窓口へご提出ください。

■就労先が決まっていない場合

申込時点で就労していない場合には「就労予定」となります。就労先決定の上、就労時間や日数などが記載された**「就労(予定)証明書」**のご提出が必要となります。

保育の必要性を証明する書類

事由ごとに必要書類が異なります。祖父母(64歳以下)と同居している場合も同様の証明書が必要になります。

■:必ず提出する書類 □:いずれかの書類

No.	保育を必要とする事由	必要書類(例)
①	就労（外勤・内職）	■就労証明書 ■直近の給与明細(写) ※就労予定の場合は取得後提出 ※育休復帰の場合は、育休取得前の給与明細
	就労（自営業）	■就労証明書 ■就労を客観的に証明できる書類 □直近の給与明細(写) □確定申告書(写) □開業届出書(写) ※新規開業の場合
	就労（自営業協力者） 自営業協力者が専従者であることを確認する。 A・Bいずれか提出がない場合には、指數減算を適用。	■就労証明書 ■直近の給与明細(写) A □確定申告収支内訳書(写) B □専従者給与届(写) (家族への支払いが証明できるもの)
②	妊娠、出産	■保育の必要性の申立書 ■母子健康手帳(写) ※表紙と出産予定日を書き込んだページ
③	保護者の疾病、負傷、障害	■保育の必要性の申立書 □診断書 □身体障害者手帳、精神障害者手帳または療育手帳(写)
④	同居又は長期入院等している親族の介護・看護	■保育の必要性の申立書 □被介護者、看護者の診断書等 □介護、看護の状況等が分かる書類
⑤	災害復旧	■保育の必要性の申立書 □り災證明書等(写)
⑥	求職活動	■保育の必要性の申立書 □求職カード(写) □雇用保険受給者資格証(写)
⑦	就学	■保育の必要性の申立書 □在学證明書または学生証(写)
⑧	虐待やDVのおそれがあること	■保育の必要性の申立書 □配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等(写)
⑨	育児休業	■就労証明書(育児休業取得期間を証明したもの)
⑩	家庭内未満児保育	■保育の必要性の申立書

※事由の内容により入所を継続できない場合があります。

※自営業を客観的に証明できる書類一例:営業許可証、会社の登記事項証明書、取引先との帳簿

保育時間について

保護者の事由によって「保育標準時間」と「保育短時間」のいずれかの区分に認定されます。

保育標準時間認定 フルタイム勤務を想定した利用

7:15

18:15

19:15

原則的な保育時間(11時間)

延長保育

※1ヶ月あたり120時間以上勤務が条件。

120時間未満でも、短時間認定では日常的にお迎えが間に合わない等の理由が証明されれば適用可能です。また「妊娠・出産」「災害復旧」「DVのおそれ」等の場合も、標準時間を適用できます。※同居親族がいて、送迎が可能な場合は短時間となります。

保育時間 7時15分～18時15分 (11時間保育)
延長保育時間 18時15分～19時15分 (200円／時間)

保育短時間認定 主にパートタイムを想定した利用

7:15

8:30

16:30

18:15

19:15

延長保育

原則的な保育時間(8時間)

延長保育

延長保育

※標準時間認定以外の方はすべて短時間認定となります。

保育時間 8時30分～16時30分 (8時間保育)
延長保育時間 16時30分～19時15分 (200円／時間)

memo

■預ける時間を変更したい

変更する場合には予め手続きが必要となります。提出された翌月(毎月25日〆切)から保育料に反映されます。必要書類を通所保育所等へご提出ください。

標準時間 ⇒ 短時間 ・保育の必要量の申立書

短時間 ⇒ 標準時間 ・保育の必要量の申立書 ・就労証明書などの証明書類

■認定こども園Fujiこどもの家バンビーノの森は「短時間保育」のみとなります。

入所手続きの流れ（令和4年度）

手続きの流れは以下のとおりです。**年度途中の入所であっても産休明け、育児休業明けの日程が決まっている方はこちら**の流れとなります。また、**出生前も同様**です。年度途中のお申込みは定員により入所出来ない場合もあります。

1

町に認定・利用希望の申請をします。

2

町が「保育の必要性」を認めた場合、申請者の希望や保育所の状況に応じ、必要性の程度を踏まえ、利用調整をします。

3

町から結果通知・面接日程の連絡が来ます。

4

面接を行います。

5

町から入所承諾通知および利用料のお知らせが届きます。

入所

memo

■年度途中での追加募集について

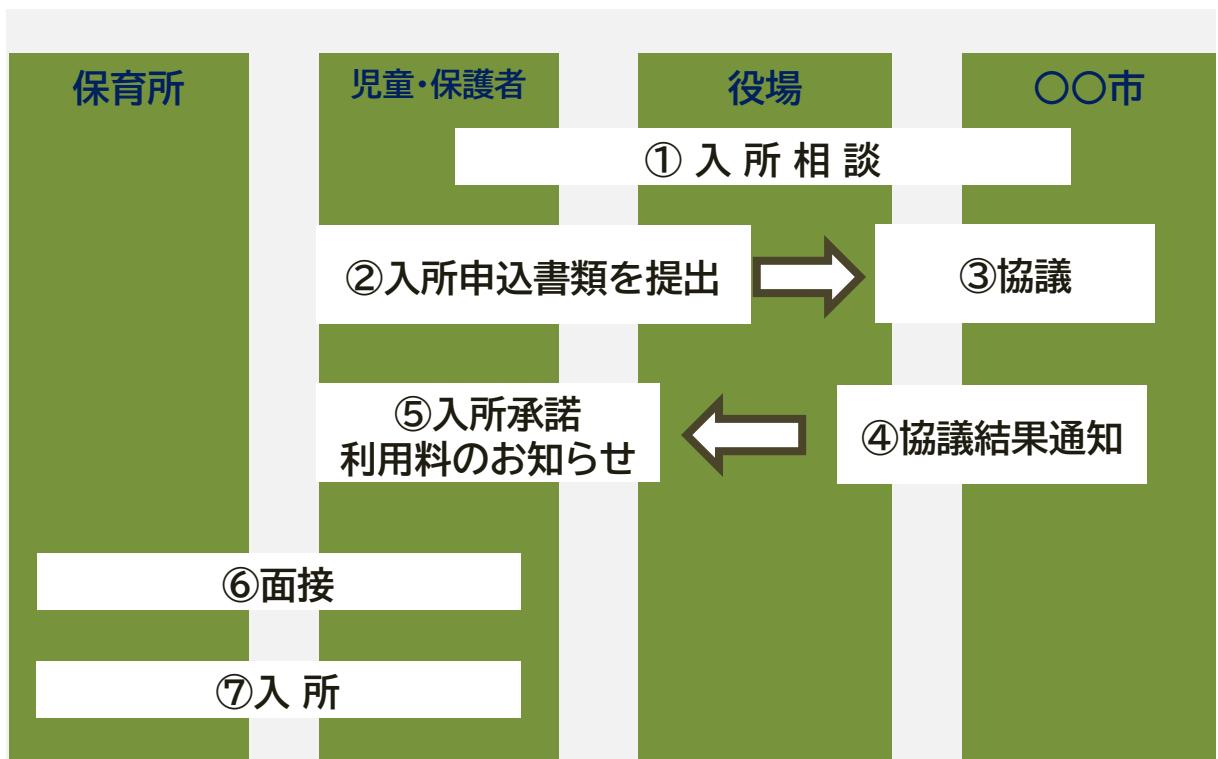
毎年秋に実施する、「次年度一括入所募集」において、基本的にはすべての入所枠を埋めています。そのため、近年の傾向として途中入所ができない状態が続いています。

町では人口推計と保育ニーズ調査を元にバランスを保ちながら施設整備に取り組んでおり、平成27年より保育施設を5カ所整備しております。

追加募集については枠が確保できた場合のみ「広報誌・公式ホームページ」等に掲載します。

町外施設の入所の流れ

就労先が町外にあるなど、**特別な理由がある場合**、相手先自治体との協議の上、入所することができます。この場合を「管外委託保育」と言います。



■令和4年度4月入所について

申込み期日が自治体により異なります。詳細は直接利用希望自治体へお問い合わせください。**入所申込先は町役場子育て支援課となります**。ご留意ください。

■保育料等の納付先について

町外公立保育所:相手先自治体

// 私立保育所:富士河口湖町

// 認定こども園、小規模保育施設等:施設ごとに徴収

■申し込み後転出される場合

転入先自治体での保育所手続きが再度必要となります。詳細については直接お問い合わせください。

保育認定理由 指数表

家庭と保護者の状況などから「指数」を加算し、指数の高い方から選考します。

理由区分	番号	理由名	指数
必要性 ※保護者毎に 1つ適用	1	就労(8時間以上)	10
	2	就労(6~8時間)	9
	3	就労(3~6時間)	7
	4	妊娠・出産	9
	5	疾病・障害(重度)	10
	6	疾病・障害	8
	7	介護・看護(ねたきり等)	10
	8	介護・看護(長期居宅療養等)	7
	9	災害復旧	10
	10	求職活動	5
	11	就学	8
	12	虐待・DV	10
	13	育児休業	7
	14	家庭内未満児保育 入所希望児童が3歳以上児で、家庭内で未満児を保育している	7
	15	その他	
優先利用	16	ひとり親家庭	11
	17	生活保護世帯	2
	18	生計中心者の失業	10
	19	虐待・DV等	10
	20	障害児	2
	21	育児休業明け	1
	22	兄弟同時利用	1
	23	小規模保育等卒園児	2
	24	居住地の保育所	1
	25	保護者が保育士等として勤務(1日6時間以上)	6
	26	保護者が保育士等として勤務(1日6時間未満)	4
	27	その他市町村が定める理由	
減算調整	28	過去に保育料の未納がある世帯	-1
	29	申請書類の添付書類に不備がある	-1
	30	自営協力者において、専従者であることが認められない場合 ※(H31年度入所より適用)	-1

令和4年度 保育認定 利用者負担額表(予定)

利用者負担額は、国が定める水準を限度として、市町村が定めることとなっています。

階層区分は、保護者及び保護者以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合)の均等割・所得割の額の合計額により決定されます。

4月～8月分の保育料は前年度分の市町村民税、9月～翌3月までの保育料は現年度分の市町村民税を元に算出されます。

保育所・認定こども園(保育)・小規模保育事業

児童の属する世帯の階層区分		標準時間(7:15～18:15) 短時間(8:30～16:30)		（参考） 国が定める 上限額	
		0～2歳児クラス		3～5歳児クラス	
		標準時間	短時間	標準時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円		0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円		9,000円
第3階層	市町村民税均等割課税世帯	8,500円	6,500円		19,500円
第4階層	市町村民税 所得割課税 額	20,000円未満	11,000円	9,000円	19,500円
第5階層		48,600円未満	15,000円	13,000円	19,500円
第6階層		57,700円未満	18,000円	16,000円	30,000円
第7階層		77,101円未満	21,000円	19,000円	30,000円
第8階層		97,000円未満	23,500円	21,500円	30,000円
第9階層		169,000円未満	37,500円	35,500円	44,500円
第10階層		301,000円未満	42,500円	40,500円	61,000円
第11階層		397,000円未満	43,500円	41,500円	80,000円
第12階層		397,000円以上	45,000円	43,000円	104,000円

〈ひとり親等世帯（母子・父子世帯または障害者同居世帯）〉

第2階層	市町村民税非課税世帯	0円	0円		0円
第3階層	市町村民税均等割課税世帯	3,500円	2,500円		9,000円
第4階層	市町村民税 所得割課税 額	20,000円未満	5,000円	4,000円	9,000円
第5階層		48,600円未満	7,000円	6,000円	9,000円
第6階層		57,700円未満	8,000円	7,000円	9,000円
第7階層		77,101円未満	9,000円	8,000円	9,000円

memo

■国の無償化施策「幼児教育・保育の無償化」

- ・令和元年10月1日より3～5歳児クラスの保育料は一律無償化されました。
- ・「ひとり親家庭等世帯」で、「7階層以下」の世帯は、第2子以降無料。

■山梨県の無償化施策「やまなし子育て応援事業」

- ・「9階層以下」の世帯で、未満児クラスかつ第2子以降の場合、保育料が無償化されます。

上記の他「多子による保育料軽減」などがご家庭の状況により適用されます。



ここからのページはお子様の入所が決まつたら確認していた
だきたいことが掲載されています。

■町立保育所デイリープログラム 基本的な一日の流れとなります。

3歳未満児	時間	3歳以上児
延長保育・異年齢保育 順次登所・健康観察(視診)	7:15 8:30	開所 延長保育・異年齢保育 順次登所・健康観察(視診) 所持品の整理
おやつの準備・手拭き おやつ 片付け お集まり・体操等	9:20 9:30 9:45 10:00	片付け お集まり・体操等 クラス活動
給食準備 給食	11:20 11:30 11:45	給食準備 給食
片付け・昼寝準備 昼寝	12:00 12:30 12:45 13:00	
昼寝片付け等 おやつ 降所準備	14:45 15:00 16:00	片付け・歯みがき 昼寝 昼寝片付け等 おやつ 降所準備
個別検査・健康観察(視診) あいさつ・順次降所	16:15	よい子の会・個別検査・健康 観察(視診) あいさつ・順次降所
延長保育 異年齢保育・順次降所	16:30 18:15	延長保育 異年齢保育・順次降所
閉所	19:15	閉所

- ・保育短時間・保育標準時間により保育時間は異なります。
- ・保育内容・行事等でデイリープログラムが変更になる場合もあります。
- ・昼寝は年間通して行います。幼児にとって健康管理上欠かせないものです。夏期は特に疲労が激しい為、休息が必要です。1時間～2時間位一斉に昼寝をします。5歳児は就学の為、早めに終了します。

■ 保育料の口座振替について

保育料は、**毎月月末**に納付していただきます。お支払方法は「口座引き落とし：口座振替」もしくは「納付書払い」のいずれかとなります。

- 当月分保育料の引き落とし日及び納付期限
 - ・月末が平日の場合は月末
 - ・月末が土日祝祭日の場合は翌平日となっています。※12月だけは25日です。
- 口座振替手続きが完了するまでは…
保育所経由でお渡しする納付書で納付をお願いします。

なお、手続きから振替の開始までに日数がかかりますので、手続きされた日によつては希望開始月の翌月からの振替となる場合がありますのでご承知おきください。

4月から口座振替を開始するためには、3月中のお手続きが必要です。

- 口座振替手続きについては、次のとおり
- ①「預金口座振替依頼書兼解約・変更依頼書」に必要事項を記入し、届印を押印。
↓
- ②**金融機関にて手続き**をしてください。

附記の覧へ児童名・保育所名を必ずご記入ください。

- 「預金口座振替依頼書兼解約・変更依頼書」の配布窓口は「役場子育て支援課」もしくは「各公立保育所」となります。

取り扱い金融機関

①	山梨中央銀行	⑥	北富士農業協同組合
②	みずほ銀行	⑦	クレイン農業協同組合
③	山梨信用金庫	⑧	やまなしみらい農業協同組合
④	都留信用組合	⑨	中央労働金庫
⑤	山梨県民信用組合	⑩	ゆうちょ銀行

■土曜保育について

土曜日に家庭で保育できない場合に限り、(別途就労証明書を確認)土曜保育を利用可能です。**対象は町立保育所に入所している児童のみです。**

- ・実施場所:勝山保育所:富士河口湖町勝山4136-1 TEL:0555-83-2124
- ・実施日:毎週土曜日
- ・利用料金:月額保育料に含まれています。
- ・申込先 :各公立保育所 ※**前月15日までに**申込書を提出してください。
- ・持ち物:水筒(水・お茶)、ナフキン、手拭用半タオル、お昼寝布団、上履き
カラー帽子(かぶってきてください)
- ・未満児のみ:体温計、お食事エプロン(2歳児:1枚 1、0歳児:2枚)
おむつバッグ(おむつ5枚・おしりふき・ビニール袋3枚)

土曜保育の利用は給食食材の手配があることから、**申込みの期日は厳守**でお願いします。4月から入所される児童の土曜保育は、面接時に聞き取りをしたご希望をもとに利用を予定しております。面接時の希望から変更がある場合には、通所保育所へ連絡をお願いいたします。

■ホリデー保育について

日曜・祝日に家庭で保育できない場合に限り、(別途就労証明書を確認)ホリデー保育を利用できます。対象者は町民で、**満1歳以上**(4月2日時点)の児童です。

実施場所:勝山保育所 富士河口湖町勝山4136-1 TEL:0555-83-2124

実施日時:日曜・祝日 9時~17時

※お昼寝中(13時~15時)のお迎えはご遠慮ください。

利用料金:4時間以内2,000円、4時間を超える場合は1時間毎500円
一日最大利用で4,000円(先払い)

申込先 :公立保育所通所児童:通所先

上記以外施設:役場窓口 ※**2週間前までに**申込書を提出してください。

持ち物:昼食、おやつ、飲物、上履き、ふとん

※申込後、利用しなくなった場合には勝山保育所へ早急に連絡をお願いします。

■ホリデー保育は保育所等に入所していない児童も利用可能です。

memo

■延長保育を利用したい

お迎えが間に合わない等の理由がある場合には延長保育が有料で利用可能です。
事前に各保育所へ「延長保育利用申請書」を提出してください。

保育標準時間：18時15分から19時15分までが延長保育となります。

保育短時間：16時30分から19時15分までが延長保育となります。

【延長保育料金】

保育標準時間：18時15分から19時15分 200円

保育短時間：16時30分から19時15分 1時間200円

延長保育利用の場合、児童の引渡し時に署名と時間の記入をお願いします。支払いは、まとめて月払いになります。

※早朝保育(7時15分～8時30分)については、延長保育利用申請書の提出および就労状況等の聞き取りにより決定いたします。

■保育所を退所したい

町外への引っ越しなどで、保育所を利用しなくなる場合には、「退所届」の提出が必要となります。

◆手続きの流れ

途中退所する場合は、保育所に連絡し、通所保育所へ「退所届」を提出してください。口座振替の解除手続き等ありますので、退所が決まり次第、早急にご連絡をお願いします。また転出に伴い、町外の保育所等を利用する予定の方は、退所が決まり次第、異動先の自治体保育所窓口までお問い合わせください。

■ 保護者の方へお願い

入所申込み後または入所後、以下のように変更が生じた場合は、保育所もしくは町役場子育て支援課へ必ずご連絡ください。

- ①児童が病気などで長期欠席をする場合(1ヶ月以上)
- ②住所が変わった場合(町内での転居、町外への転出、など)
- ③家族の状況に変化が生じた場合(離婚・再婚・保護者の変更)
- ④保護者が退職・就職・転職したとき
- ⑤修正申告などで、市町村民税額に変更があったとき
- ⑥入所を希望する保育所を変更するとき
- ⑦入所の申し込みを取り下げるとき

■ ICTシステム「コドモン」について

富士河口湖町では令和2年度より、町立保育所における「保育の質向上」を目的に、保育支援システム「コドモン」を導入しております。以下のような場合にコドモンを利用しています。

- ・保育所からのお知らせ(園だより等各種通知)
- ・保護者から保育所への連絡(欠席・お迎え連絡)
- ・保育所各種事務 等



緊急時連絡においても、従来の連絡網に代わる手段として即時配信可能なコドモンを活用しています。

■ 新型コロナウイルス感染症対策について

町立保育所では、厚生労働省の通知に基づき、毎日の検温や手指消毒、各種行事の実施方法の見直し、外部業者等の出入り制限など「感染リスクを低減」するための対策を実施しております。

検温では、コドモンアプリを利用した「毎日の検温結果提出」を保護者様へお願いしております、看護師による健康観察をしています。

また、低年齢児でもわかりやすい動画教材を制作し、手洗いの徹底等予防対策を実施しております。

■ その他事項

◆保険

独立行政法人日本スポーツ振興センター=災害共済給付制度
(全園児加入・掛け金は町負担)保育中の園内の怪我や事故を補償。

◆個人情報の保護

保護者への緊急連絡網の配布・スナップ写真・CATV放送等・コドモン利用、他管理運営の為の保育所の書類等に関して保護者の同意を頂きます。漏洩防止・安全管理・個人情報には十分配慮いたします。

町立保育所の場合 健康のしおり

保育所は、子どもたちが集団で生活している場であり、感染症が流行しやすいという特徴があります。

子どもは、免疫機能が未熟であり、時に重症化することがあります。保育所での感染拡大の防止、お子さんの体調の変化の早期発見・対応のために、保護者の方には、以下の保育所の決まりや特徴をご理解していただき、ご協力を願いします。保育所では、年間2回の内科健診、歯科健診、尿検査を実施しております。また、毎月の身体測定を実施しております。

1.毎日登所前に、朝の健康チェックをお願いします

- ・あれ？いつもとちがうな…と思うことはありませんか？表情・機嫌・顔色・食欲・目の様子・発疹・熱・嘔吐や下痢・便秘・痛みや腫れなど… 表1の「こんな時は休みましょう」を参考に、お子さんの様子を確認して下さい。何か気になることがありましたら職員への伝達や連絡帳への記入をお願いします。
- ・未満児のお子さんは、毎日登所時、入室前に検温をして頂きます。発熱など不調がある場合は、そのまま帰宅して頂くことがあります。

2.こんな時は、保育所から保護者へ連絡します

- ・表1の「こんな時は保護者へ連絡します」を参考にしてください。いつでも保育所と連絡が取れるよう、緊急連絡先を変更した時は、速やかに担任へ伝えてください。

3.インフルエンザなどの感染症にかかった場合、 登所届・許可届が必要です

- ・保育所で指定する感染症一覧や用紙は、入所後各保育所にて配布します。

4.薬について

- ・原則として保育所でお薬をお預かりし、投薬することはできません。(内服薬・座薬・軟膏など)何か内服中は、担任へ知らせてください。

5.予防接種について

- ・体調の良いときに月齢に応じた接種を順次進めていきましょう。予防接種当日は、副反応の出現も考えられるため、お休みか、降所後の接種をお願いします。

6.サポート体制について

- ・町立保育所は、病気治療中の赤ちゃんや病後回復期にある赤ちゃんをお預かりすることはできません。病児・病後児保育については、事前の登録や準備が必要です。登録は、役場子育て支援課窓口まで問い合わせください。P25参照

7.安全に、快適に過ごしていただくために

- ・お子さんの服装は、活動に適したものを選んでください。フード付きのトレーナー、飾りの紐、長すぎる袖、裾、サイズの合っていない靴、大きすぎる髪飾りなどは転んだけがをしたり、遊具の突起部分に引っ掛かり危険です。また、厚手の服は体温の調節が難しく、活動も鈍くなってしまいます。下着をしっかり着け、その上に薄手の服を重ねて着ると調節もしやすく、活動に適しています。また、衛生、安全のために家庭でこまめに爪を切ってください。

表1

	✓ こんな時はお休みしましょう	✓ こんな時は保護者へ連絡します
発熱	朝37.5度以上あり、活気がなく機嫌が悪い	37.8度以上の熱がある ※①
	食欲がなく食事・水分がとれない	活気・機嫌が悪く食欲がない
	24時間以内に38度以上あった	尿回数が普段より少ない
	24時間以内に解熱剤を使った	
咳	咳で夜間起きる	咳が連續して苦しそう、眠れない
	呼吸がゼイゼイ、ヒューヒューする	呼吸がゼイゼイ、ヒューヒューする
	連續して咳込む、咳込んで吐く	咳込み嘔吐が数回ある
	機嫌が悪く食欲がない	咳き込んで飲食できない
下痢	24時間以内に2回以上水様下痢がある	水様下痢が2回ある※②
	食事ごとに下痢になる	脱水症状が疑われる
	朝排尿がない	腹痛を伴う下痢がある
嘔吐	24時間以内に2回以上の嘔吐がある	咳を伴わない嘔吐が2回ある※③
	食欲や活気がない	吐き気が続く
	嘔気がありいつもより体温が高め	下痢を伴う
		腹痛を伴う嘔吐がある
発疹	発熱に伴って発疹がある	発疹が時間とともに広がる※④
	口内炎で食事がとれない	発熱を伴う発疹がある

※①②③④感染症が流行している時期は、お子さんの体調管理、感染拡大防止の目的で、これに限らず早めに連絡をさせていただきます。

子どもが病気だけど、保育所を利用したい

児童が風邪など病気になってしまったときでも、以下の制度で、保育施設を利用することができます。利用にあたっては予め利用登録が必要となります。

平成31年1月より、

病児・病後児保育施設

利用前の登録手続きが簡単になります！

1 概要

平成30年9月、子育てに関する様々な情報を掲載するポータルサイト「やまなし子育てネット」に、病児・病後児保育施設を紹介するページを創設しました。

このページに各施設の「空き状況」を確認できる機能を設けたところですが、この度、施設を利用する前に市町村で行う「利用登録」の手続きについて、スマートフォンなどで自宅に居ながら登録できるようになります。

2 稼働日

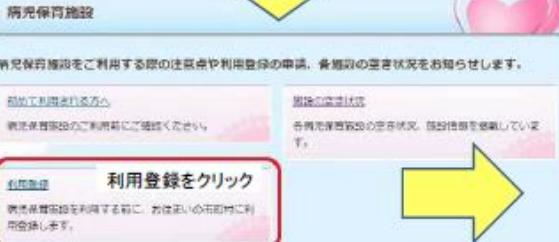
平成31年1月4日(金) 午前8時30分～

3 ご利用方法

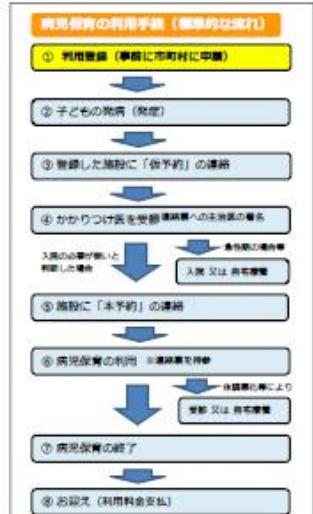
(1) 「やまなし子育てネット」トップページ
↓ <http://www.yamanashi-kosodate.net/>

(2) 「病児保育施設」をクリック
↓

(3) 「利用登録」をクリック

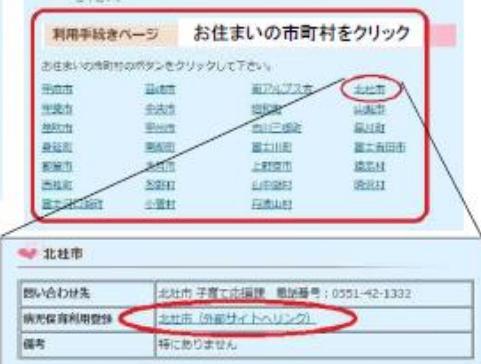


外部サイト(やまなしくらしねっと)にて、
病児保育に係る「利用登録」の電子申請を行います



利用登録にあたって

- 申請後の手続きが市町村により異なるため、お住まいの市町村にご確認下さい。
- 登録完了後に届かれるPDFファイルをPC・スマート等に保存しておいて下さい。
- 登録した個人情報は、利用目的の範囲内で市町村と施設とで共有共用させていただきます。
- 登録後、実際に施設を利用した際には、「施設の空き状況」を確認し、予約の申込みを行って下さい。
- 施設等による登録情報に変更が生じた場合は、その旨をお住まいの市町村にお知らせ下さい。



病児・病後児保育施設一覧

NO	施設類型	市町村	施設名 (所在地)	連絡先	対象児童	開所時間	定員 人	利用料金 円
1	病児対応型・ 病後児対応型 (10施設)	甲府市	甲州聖愛ハッピークリニック 病児・病後児保育室「バンビ甲府東」 (甲府市上阿原町487-1)	055-242-6868	0歳～ 小学6年生	月～金 8:30～20:00	20	市内 2,000 市外 2,500
2			こどもの森クリニック 病児・病後児保育室「バンビ甲府西」 (甲府市富竹1-3-10)	055-288-8222	0歳～ 小学6年生	月～金 8:30～18:30	14	市内 2,000 市外 2,500
3		都留市	武井クリニック 病児保育室「なかよし」 (都留市法能670)	0554-45-6847	生後4か月～ 小学6年生	月～金 8:30～17:30	6	市内 2,000 市外 2,500
4		山梨市	山梨厚生病院 病児・病後児保育所「ひまわり」 (山梨市落合21)	0553-22-1773	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:15～18:15	4	市内 2,000 市外 2,500
5		大月市	大月市立中央病院 病児・病後児保育室「さくら」 (大月市大月町花咲1225)	0554-56-8887	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:30～18:00	3	市内 2,000 市外 2,500
6		韮崎市	韮崎市立病院 病児病後児保育所「スマイル」 (韮崎市本町3-5-3)	0551-23-4507	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:00～18:00	6	市内 1,700 市外 2,500
7		北杜市	北杜市立長坂保育園秋田分園 北杜市立病児病後児保育園 (北杜市長坂町大八田3531)	0551-32-2058	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:15～18:00	4	市内 2,000 市外 2,500
8		甲斐市	クローバー保育園 病児・病後児保育室「よつば」 (甲斐市竜王新町2117-3)	055-276-9680	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:30～17:30	4	市内 2,000 市外 2,500
9		身延町	飯富病院 病児・病後児保育室 (身延町飯富1628)	0556-42-2322	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:30～18:00	3	市内 2,000 市外 2,500
10		昭和町	げんきキッズクリニック 病児・病後児保育室「ドリーム」 (昭和町河東中島748-1)	055-268-5578	0歳～ 小学6年生	月～水・金 8:30～17:00	10	市内 2,000 市外 2,500
						計	74	
1	病児対応型 (3施設)	南アルプス市	こもれびこどもクリニック 病児保育室「うらら」 (南アルプス市在家塚96-1)	055-269-8070	0歳～ 小学6年生	月・火・木・金 8:30～17:30 水 8:30～12:30	6	市内 2,000 市外 2,500
2			企業主導型保育所みかけの森 病児保育室「こにたす」 (南アルプス市野牛島1828-63)	055-288-1515	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:30～17:30 土 8:30～12:30	6	2,000
3		昭和町	企業主導型保育所てくてく保育園 甲府昭和・病児保育室 (昭和町清水新居1317)	055-269-6113	生後4か月～ 未就学児	月～土 9:00～16:00	2	1,500
						計	14	
1	病後児対応型 (6施設)	富士吉田市	富士吉田市立第五保育園 病後児保育室「たんぽぽ」 (富士吉田市新屋1236)	0555-23-6346	0歳～ 小学6年生	月～金 8:30～16:30	3	市内 2,000 市外 2,500
2			富士吉田市立第七保育園 病後児保育室「どんぐり」 (富士吉田市小明見4-9-1)	0555-25-6639	0歳～ 小学6年生	月～土 8:30～16:30	3	市内 2,000 市外 2,500
3		南アルプス市	さくらんぼ保育園 病後児保育室「つぼみ」 (南アルプス市桃園337-30)	055-282-8111	0歳～ 小学6年生	月～金 8:30～17:30	4	市内 2,000 市外 2,500
4		上野原市	上野原市立上野原こども園 病後児保育室「なかよし」 (上野原市上野原3195)	0554-56-8350	1歳～ 小学6年生	月～金 8:30～16:30	3	1日(市内) 2,000 半日(市内) 1,000 1日(市外) 2,500 半日(市外) 1,250
5		甲州市	千野保育園 病後児保育室「さくらんぼ」 (甲州市塩山千野3653)	0553-33-2624	0歳～ 小学6年生	月～金 8:00～17:30	3	市内 2,000 市外 2,500
6		富士川町	富士川病院 病後児保育室 (富士川町藤沢182-2)	0556-22-7221	生後6か月～ 小学6年生	月～金 8:30～17:30	3	市内 2,000 市外 2,500
						計	19	

※上記は令和2年4月1日現在の情報です。内容に変更がある場合もございますので、各施設にご確認下さい。

※利用料金以外に、食事代・ミルク代等がかかる場合があります。各施設にご確認下さい。



ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポートとは…「子育ての手助けをしてほしい人(おねがい会員)」と「子育ての手助けができる人(まかせて会員)」が会員となり、地域の中で子育てを支え合う、有償ボランティア活動です。

♣おねがい会員♣

富士河口湖町にお住まいの0才～小学生のお子さんをお持ちの方。子育て支援課内のセンターにて登録をしていただきます。身分証と印鑑をお持ちください。

♥まかせて会員♥

富士河口湖町にお住まいで、20才以上の心身共に健康な方。まかせて会員養成講座を受けた方や保育士等の資格がある方。地域の子育てに力をお貸しいただける方お待ちしております！

♣両方会員♣

子どもを預かってほしい、預かることもできるよ！というおねがい会員でもあり、まかせて会員でもある方。どちらも登録料はかかりません。

¥料金¥

(サポート終了後、現金をおねがい会員さんからまかせて会員さんに直接お渡しします。)

平日 7時～19時 : **1人1時間 700円**

上記以外及び土・日・祝・特定日 : **1人1時間 800円**

※特定日(8/13～16・12/28～1/3)

- 最初の1時間を超えた場合 30分以内は半額
- 兄弟姉妹は2人目より半額
- ひとり親家庭・生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は助成制度により半額(**申請が必要です。**)

こんな時、ご利用ください！



頼れる人が近くに誰もいないとき

通院のため



美容院や買
い物、趣味な
どリフレッシュ
する時間がほ
しい



上の子の
行事に参加する
ため、下の子を
預かってほしい
など

この他、できる範囲内で柔軟に対応しますのでご相談ください。